

【表紙】

【提出書類】 臨時報告書

【提出先】 東海財務局長

【提出日】 2020年6月29日

【会社名】 愛知時計電機株式会社

【英訳名】 Aichi Tokei Denki Co., Ltd.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 星 加 俊 之

【本店の所在の場所】 名古屋市熱田区千年一丁目2番70号

【電話番号】 052-661-5151 (代表)

【事務連絡者氏名】 取締役管理本部長 杉 野 和 記

【最寄りの連絡場所】 名古屋市熱田区千年一丁目2番70号

【電話番号】 052-661-5151 (代表)

【事務連絡者氏名】 取締役管理本部長 杉 野 和 記

【縦覧に供する場所】 愛知時計電機株式会社 東京支店
(東京都新宿区西新宿六丁目8番1号)
愛知時計電機株式会社 大阪支店
(大阪市淀川区三津屋北二丁目22番5号)
株式会社名古屋証券取引所
(名古屋市中区栄三丁目8番20号)
株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【提出理由】

当社は、2020年6月24日の定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本報告書を提出するものがあります。

2【報告内容】

(1) 株主総会が開催された年月日

2020年6月24日

(2) 決議事項の内容

第1号議案 剰余金処分の件

期末配当に関する事項

イ 株主に対する剰余金の配当に関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金70円（普通配当50円、特別配当20円） 総額359,536,310円

ロ 効力発生日

2020年6月25日

その他の剰余金の処分に関する事項

イ 増加する剰余金の項目及びその額

別途積立金 1,600,000,000円

ロ 減少する剰余金の項目及びその額

繰越利益剰余金 1,600,000,000円

第2号議案 取締役10名選任の件

神田廣一、星加俊之、大西和光、高須宏之、杉野和記、吉田豊、安井博司、國島賢治、松井信行及び服部誠一を取締役に選任するものであります。

第3号議案 監査役3名選任の件

依田耕治、辻憲史及び中村修を監査役に選任するものであります。

第4号議案 補欠監査役1名選任の件

齋藤勉を補欠監査役に選任するものであります。

第5号議案 取締役賞与の支給の件

当期末時点の取締役（社外取締役を除く。）8名に対し、過去の支給実績及び当期の業績等を勘案し、取締役賞与総額57百万円を支給するものであります。

第6号議案 取締役（社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の割当てのための報酬支給の件

取締役（社外取締役を除く。）に対し、譲渡制限付株式を割当てするための報酬制度を導入し、その報酬額を年額30百万円以内とするものであります。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成数 (個)	反対数 (個)	棄権数 (個)	可決要件	決議の結果及び 賛成(反対)割合 (%)
第1号議案 剰余金の処分の件	42,766	18	0	(注) 1	可決 99.89
第2号議案 取締役10名選任の件					
神田 廣一	41,586	1,197	0		可決 97.13
星加 俊之	41,961	822	0		可決 98.01
大西 和光	42,290	493	0		可決 98.78
高須 宏之	42,290	493	0		可決 98.78
杉野 和記	42,299	484	0	(注) 2	可決 98.80
吉田 豊	42,300	483	0		可決 98.80
安井 博司	42,301	482	0		可決 98.80
國島 賢治	42,301	482	0		可決 98.80
松井 信行	42,291	492	0		可決 98.78
服部 誠一	42,232	551	0		可決 98.64
第3号議案 監査役3名選任の件					
依田 耕治	40,863	1,921	0	(注) 2	可決 95.44
辻 憲史	42,597	187	0		可決 99.49
中村 修	40,592	2,192	0		可決 94.81
第4号議案 補欠監査役1名選任の件					
齋藤 勉	42,750	35	0	(注) 2	可決 99.85
第5号議案 取締役賞与の支給の件	42,717	68	0	(注) 1	可決 99.77
第6号議案 取締役(社外取締役を除く。)に対する譲渡制限付株式の割当てのための報酬支給の件	42,535	250	0	(注) 1	可決 99.35

(注) 1. 出席した株主の議決権の過半数の賛成による。

2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。

(4) 株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主のうち賛否に関して確認できたものを合計したことにより、決議事項の可決又は否決が明らかになったため、本総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない議決権数は加算していません。

以上